

那珂川市仲・五郎丸地区 地区計画による制限イメージ(案)

将来想定される用途地域	第二種低層住居専用地域	第一種住居地域	第一種住居地域	近隣商業地域		第二種低層【参考】住居専用地域	第一種【参考】住居専用地域	近隣【参考】商業地域
○:建てられる用途 ×:建てられない用途 ▲:面積、階数等の制限あり								
地区計画ゾーニング(仮)	A 住宅	B 住宅・利便施設	C 商業施設	D 公共施設(既存)	制限内容			
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿	○	○	×	×		○	○	○
兼用住宅で、非住宅部分の床面積が50平方メートル以下かつ建築物の延べ面積の2分の1未満のもの	○	○	×	×		○	○	○
店舗	▲ (2階以下、業種制限)	○	○	○		▲ (2階以下、業種制限)	○	○
店舗等の床面積が、150平方メートル以下	×	○	○	○		×	○	○
店舗等の床面積が、150平方メートルを超える500平方メートル以下	×	○	○	○		×	○	○
店舗等の床面積が、500平方メートルを超える1500平方メートル以下	×	○	○	○		×	○	○
店舗等の床面積が、1500平方メートルを超える3000平方メートル以下	×	○	○	○		×	○	○
店舗等の床面積が、3000平方メートルを超える1万平方メートル以下	×	×	×	×	大規模集客施設にあたらないよう規模制限	×	×	○
店舗等の床面積が、1万平方メートルを超えるもの	×	×	×	×	大規模集客施設にあたらないよう規模制限	×	×	○
事務所	事務所等の床面積が、150平方メートル以下	×	○	○	○	×	○	○
事務所等の床面積が、150平方メートルを超える500平方メートル以下	×	○	○	○		×	○	○
事務所等の床面積が、500平方メートルを超える1500平方メートル以下	×	○	○	○		×	○	○
事務所等の床面積が、1500平方メートルを超える3000平方メートル以下	×	○	○	○		×	○	○
事務所等の床面積が、3000平方メートルを超えるもの	×	×	×	×	1種住居並みに制限	×	×	○
ホテル、旅館	×	▲ (3,000m ² 以下)	▲ (3,000m ² 以下)	▲ (3,000m ² 以下)	1種住居並みに制限	×	▲ (3,000m ² 以下)	○
遊技場・風俗施設	ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バッティング練習場等	×	▲ (3,000m ² 以下)	▲ (3,000m ² 以下)	▲ (3,000m ² 以下)	1種住居並みに制限	×	▲ (3,000m ² 以下)
カラオケボックス等	×	×	×	×	1種住居並みに制限	×	×	○
麻雀屋、バチンコ屋、射的場、馬券・車券発売所等	×	×	×	×	1種住居並みに制限	×	×	○
劇場、映画館、演芸場、観覧場	×	×	×	▲ (3,000m ² 以下)	大規模集客施設にあたらないよう規模制限	×	×	○
キャバレー、ダンスホール等、個室付浴場等	×	×	×	×		×	×	×
用途	幼稚園、小学校、中学校、高等学校	○	○	○	○	○	○	○
公共施設・学校等	大学、高等専門学校、専修学校等	×	▲ (10,000m ² 以下)	▲ (10,000m ² 以下)	▲ (10,000m ² 以下)	大規模集客施設にあたらないよう規模制限	×	○
図書館等	▲	▲	▲	○	大規模集客施設にあたらないよう、国及び地方公共団体が整備する図書館を制限(C地区は制限しない)	○	○	○
巡回派出所、一定規模以下の郵便局等	○	○	○	○		○	○	○
神社、寺院、教会等	○	○	○	○		○	○	○
病院	×	▲ (10,000m ² 以下)	▲ (10,000m ² 以下)	▲ (10,000m ² 以下)	大規模集客施設にあたらないよう規模制限	×	○	○
公衆浴場	○	○	○	○		○	○	○
診療所	○	○	○	○		○	○	○
保育所等	▲ (1,500m ² 以下)	▲ (1,500m ² 以下)	▲ (1,500m ² 以下)	▲ (1,500m ² 以下)	大規模集客施設にあたらないよう規模制限	○	○	○
老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等	▲ (5,000m ² 以下)	▲ (5,000m ² 以下)	▲ (5,000m ² 以下)	▲ (5,000m ² 以下)	大規模集客施設にあたらないよう規模制限	○	○	○
老人福祉センター、児童厚生施設等	▲ (600m ² 以下)	▲ (5,000m ² 以下)	▲ (5,000m ² 以下)	▲ (5,000m ² 以下)	大規模集客施設にあたらないよう規模制限	▲ (600m ² 以下)	○	○
自動車教習所	×	▲ (3,000m ² 以下)	▲ (3,000m ² 以下)	▲ (3,000m ² 以下)	1種住居並みに制限	×	▲ (3,000m ² 以下)	○
工場・倉庫等	単独車庫(付車庫を除く)	×	▲ (300m ² 以下かつ2階以下)	▲ (300m ² 以下かつ2階以下)	1種住居並みに制限	×	▲ (300m ² 以下かつ2階以下)	○
建築物付属自動車車庫	▲ (600m ² 以下かつ1階以下かつ延べ面積の1/2以下)	▲ (2階以下かつ延べ面積の1/2以下)	▲ (2階以下かつ延べ面積の1/2以下)	▲ (2階以下かつ延べ面積の1/2以下)	1種住居並みに制限	▲ (600m ² 以下かつ1階以下かつ延べ面積の1/2以下)	▲ (2階以下かつ延べ面積の1/2以下)	○
倉庫業倉庫	×	×	×	×	1種住居並みに制限	×	×	○
自家用倉庫	×	▲ (3,000m ² 以下)	▲ (3,000m ² 以下)	▲ (3,000m ² 以下)	1種住居並みに制限	×	▲ (3,000m ² 以下)	○
畜舎(15平方メートルを超えるもの)	×	×	×	×	周辺環境への悪影響懸念のため制限	×	▲ (3,000m ² 以下)	○
パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店等で、作業場の面積が50平方メートル以下	▲ (2階以下)	○	○	○		▲ (2階以下)	○	○
危険性や環境を悪化させるおそれがある非常に少ない工場	×	▲ (作業場50m ² 以下)	▲ (作業場50m ² 以下)	▲ (作業場50m ² 以下)	1種住居並みに制限	×	▲ (作業場50m ² 以下)	▲ (作業場150m ² 以下)
危険性や環境を悪化させるおそれがある工場	×	×	×	×	1種住居並みに制限	×	×	▲ (作業場150m ² 以下)
危険性や環境を悪化させるおそれがあるややあら工場	×	×	×	×		×	×	×
危険性が大きいか又は著しく環境を悪化させる恐れがある工場	×	×	×	×		×	×	×
自動車修理工場	×	▲ (作業場50m ² 以下)	▲ (作業場50m ² 以下)	▲ (作業場50m ² 以下)	1種住居並みに制限	×	▲ (作業場50m ² 以下)	▲ (作業場300m ² 以下)
火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量	量が非常に少ない施設	×	▲ (3,000m ² 以下)	▲ (3,000m ² 以下)	1種住居並みに制限	×	▲ (3,000m ² 以下)	○
量が少ない施設	×	×	×	×	1種住居並みに制限	×	×	○
量がやや多い施設	×	×	×	×	1種住居並みに制限	×	×	×
量が多い施設	×	×	×	×		×	×	×
卸売市場、火葬場、土畜場、汚物処理場、ごみ焼却場等								

※本表は建築基準法別表第2の概要であり、全ての制限について掲載したものではありません。